



長野労働局発表（2-40）
令和2年10月5日

担 当	長野労働局労働基準部
	賃金室長 大日方 康浩
	室長補佐 宮澤 明芳
	TEL 026-223-0555 FAX 026-223-0591

長野県計量器等最低賃金の引上げを答申 ～2円引上げて時間額894円～

- 1 長野県計量器等最低賃金の改正については、長野労働局長（中原 正裕）から長野地方最低賃金審議会（会長 岩崎 徹也 信州大学名誉教授）に対し、本年8月21日に諮問を行ったところです。
- 2 同審議会において、審議の結果、本年10月5日、現行の最低賃金の時間額892円を2円引上げ（引上げ率0.22%）、894円に改正する答申が行われました。
- 3 この答申を踏まえ、長野県計量器等最低賃金の改正に係る手続き（異議申立の公示など）を経た上で、改正後の最低賃金は、本年12月4日に発効する予定となっています。

（参考）

長野県計量器等最低賃金の改定額及び引上げ額の推移、対前年度引上げ率（過去5年）

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
最低賃金改定額	837円	854円	872円	892円	894円
対前年度引上げ額	14円	17円	18円	20円	2円
対前年度引上げ率	1.70%	2.03%	2.11%	2.29%	0.22%

（注）長野県計量器等最低賃金とは「長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金」のことをいいます。